◎新潟県告示第512号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第７条第２項の規定においてその届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第３項の規定により、指定認証機関から次のとおり名称等を変更する旨の届出があった。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　名称を変更する指定認証機関
　財団法人自治体衛星通信機構
２　変更後の名称
　地方公共団体情報システム機構
３　変更後の主たる事務所の所在地
　東京都千代田区一番町25番地
４　変更する年月日
　平成26年４月１日